平成２２年（フ）第４５８号
大分県別府市末広町２番28号　首藤ハイツ203号
債務者　柳田　仲子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６１号
大分市中津留１丁目４番24号
債務者　高田　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６２号
大分市横田２丁目９番45号　インテリジェントコーポＮｏ．７―201
債務者　野尻　英雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７０号
大分県別府市大字北石垣914番地の２　藤井アパート102号
債務者　石川有里子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９９号
大分市大津町２丁目７番２Ａ９―10号
債務者　村田　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３２号
大分市大字豊饒137番地の７
債務者　甲斐　奈美（旧姓廣瀬・柴原）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
大分県国東市武蔵町古市290番地３武蔵ハイツ203号
債務者　木村　香菜
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
大分県佐伯市東町14番17号
債務者　岡島　　敦
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
大分県日田市大山町西大山4975番地
債務者　川述　忠雄
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１８５号
宮崎県都城市松元町８街区３号　千日ビル305号
債務者　畑中　広幸
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１８６号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5273番地１
債務者　野口　朝美（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目25番28号　ヒルサイドガーデンⅡ201号
債務者　江口　博明
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
鹿児島県鹿児島市加治屋町11番５―312号
債務者　岡元るみ子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目50番５号
債務者　山口　規人
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番１―35号
債務者　楠生千代美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目62番３号
債務者　石橋　直子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目12番16号　ハウス春の花302
債務者　山根　厚子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７５号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地２　小禄市営住宅10―702
債務者　大濱　宏之
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部